

数は1,792人、ビデオリンク方式による証人尋問が行われた証人の延べ数は278人であった。

証人の保護等の状況

年次	証人の保護等		
	付添い	遮へい	ビデオリンク
平成21年	79	1,094	235
平成22年	102	1,295	261
平成23年	136	1,317	242
平成24年	121	1,757	288
平成25年	116	1,792	278

(注)

1 最高裁判所事務総局の資料（概数）による。

2 いずれも高等裁判所、地方裁判所及び簡易裁判所における証人の数（延べ人員）である。

提供：法務省

3 刑事手続への関与拡充への取組

(1) 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等

○主な取組

- ・被害者参加人への旅費等の支給に関する検討（法務省）

公判期日等に出席した被害者参加人が日本司法支援センターから旅費、日当及び宿泊料の支給を受けられるようにすることを内容とする、「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び綜合法律支援法の一部を改正する法律」（平成25年法律第33号）が平成25年6月成立した（同年12月1日施行）。

- ・被害者参加人のための国選弁護制度における資力要件に関する検討（法務省）

被害者参加人の資力基準について、その算定の基礎となる必要生計費等を勘案すべき期間を3月間から6月間に伸張することにより、国の費用で被害者参加弁護士が選定される被害者参加人の範囲を拡大することを内容とする、「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び綜合法律支援法の一部を改正する法律」（平成25年法律第33号）が平成25年6月成立した（同年12月1日施行）。

4 支援等のための体制整備への取組

(1) 相談及び情報の提供等

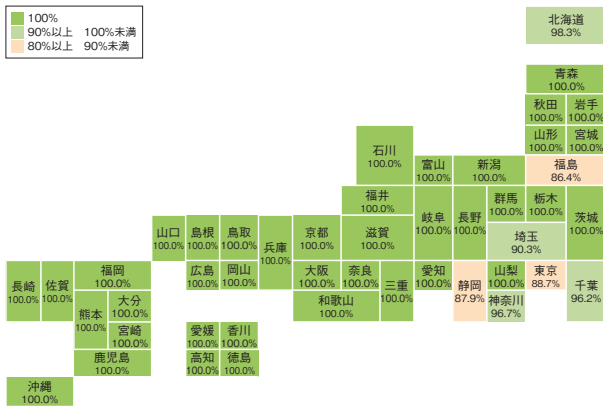
○主な取組

- ・地方公共団体における総合的対応窓口の設置の促進等（内閣府）

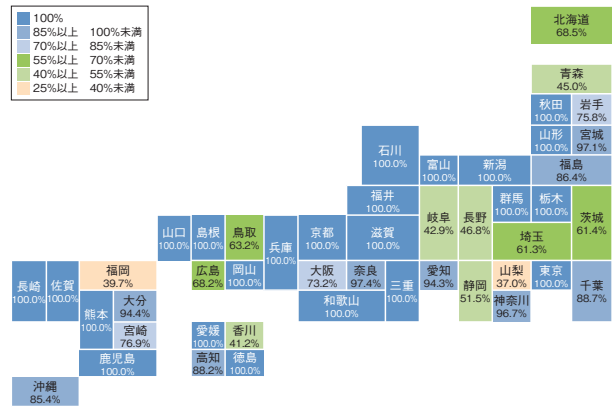
平成26年4月1日現在、全国1,722市区町村（政令指定都市を除く）中、1,691市区町村（約98%）において施策主管課

（犯罪被害者等施策担当窓口となる部局）が確定され、1,390市区町村（約81%）において総合的対応窓口（犯罪被害者等からの問合せ・相談があった場合に総合的な対応を行う窓口）が設置されている。

市区町村における犯罪被害者等施策主管課の確定状況
(政令指定都市を除く) (平成26年4月1日現在)



市区町村における総合的対応窓口の設置状況
(政令指定都市を除く) (平成26年4月1日現在)



(2) 調査研究の推進等

○主な取組

- ・犯罪被害者の精神健康の状況とその回復に関する研究 (厚生労働省)

厚生労働科学研究において、平成23年度からは「大規模災害や犯罪被害等による精神科疾患の実態把握と対応ガイドラインの作成・評価に関する研究」(主任研究者金吉晴)を3年計画で実施しており、平成25年度においては、産婦人科の医療現場、犯罪被害者等の早期援助団体、性暴力被害者支援センター等で活用できるよう、性暴力被害者に対して心理教育や支援情報を提供するパンフレット「一人じゃないよ」を作成した。

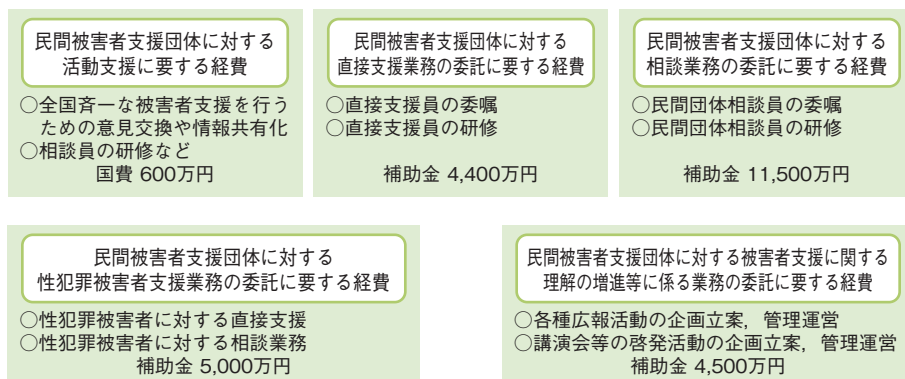
(3) 民間の団体に対する援助

○主な取組

- ・民間の団体への支援の充実 (内閣府, 警察庁, 厚生労働省, 法務省, 文部科学省, 国土交通省)

警察において、民間被害者支援団体が実施する研修への講師の派遣などの支援に努めているほか、活動支援、相談業務の委託、直接支援業務の委託、被害者支援に関する理解の増進に係る業務の委託及び性犯罪被害者の早期回復に資するための直接支援、相談活動等の業務委託に要する経費を予算措置し、民間被害者支援団体に対する財政的援助の充実に努めている。

国による民間被害者支援団体に対する財政援助



平成26年度 2億6,000万円

民間被害者支援団体

提供：警察庁